○厚生労働省令第百六十四号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第一条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規約の軽微な変更等）	（規約の軽微な変更等）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。	2　法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第七号及び第八号に掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。
一～九　（略）	一～九　（略）
（規約の軽微な変更の届出）	（規約の軽微な変更の届出）
第七条　法第六条第一項本文の企業型年金規約の変更の届出は、変更の内容を記載した届出書に、同条第二項において準用する法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。ただし、法第六条第二項ただし書の軽微な変更のうち特に軽微なものとして第五条第二項で定めるものの変更の届出については、当該書類を添付することを要しない。	**第七条**　法第六条第一項の企業型年金規約の変更の届出は、変更の内容を記載した届出書に、同条第二項において準用する法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。ただし、法第六条第二項ただし書の軽微な変更のうち特に軽微なものとして第五条第二項で定めるものの変更の届出については、当該書類を添付することを要しない。
一～五　（略）	一～五　（略）
2　（略）	2　（略）
（届出の必要のない規約の軽微な変更）	（新設）
第七条の二　法第六条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	
一　第五条第一項第一号に掲げる事項（市町村（特別区を含む。次号において同じ。）の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）	
二　第五条第一項第二号に掲げる事項（市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）	
三　第五条第一項第三号に掲げる事項	

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第二条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規約の軽微な変更等）	（規約の軽微な変更等）
第七条　法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。	**第七条**　法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　法第四条第六号に掲げる事項（同号に掲げる事項以外の事項の変更に伴い同号に掲げる事項を変更する場合（前号に掲げる事項の変更に伴い同条第六号に掲げる事項を変更する場合を除く。）並びに第十号に掲げる事項、第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額及び第四十六条の二第一項に規定するリスク対応掛金額を変更する場合（同条第三項の規定によりリスク対応掛金額を減少させる場合又はリスク対応掛金額の拠出を終了する場合を除く。）を除く。）	五　法第四条第六号に掲げる事項（同号に掲げる事項以外の事項の変更に伴い同号に掲げる事項を変更する場合（前号に掲げる事項の変更に伴い同条第六号に掲げる事項を変更する場合を除く。）並びに第十号に掲げる事項、第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額及び第四十六条の二第一項に規定するリスク対応掛金額を変更する場合を除く。）
六～十三　（略）	六～十三　（略）
2　法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。	2　法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　前項第十二号に掲げる事項	（新設）
七・八　（略）	六・七　（略）

附　則

この省令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百六十五号

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百九十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久